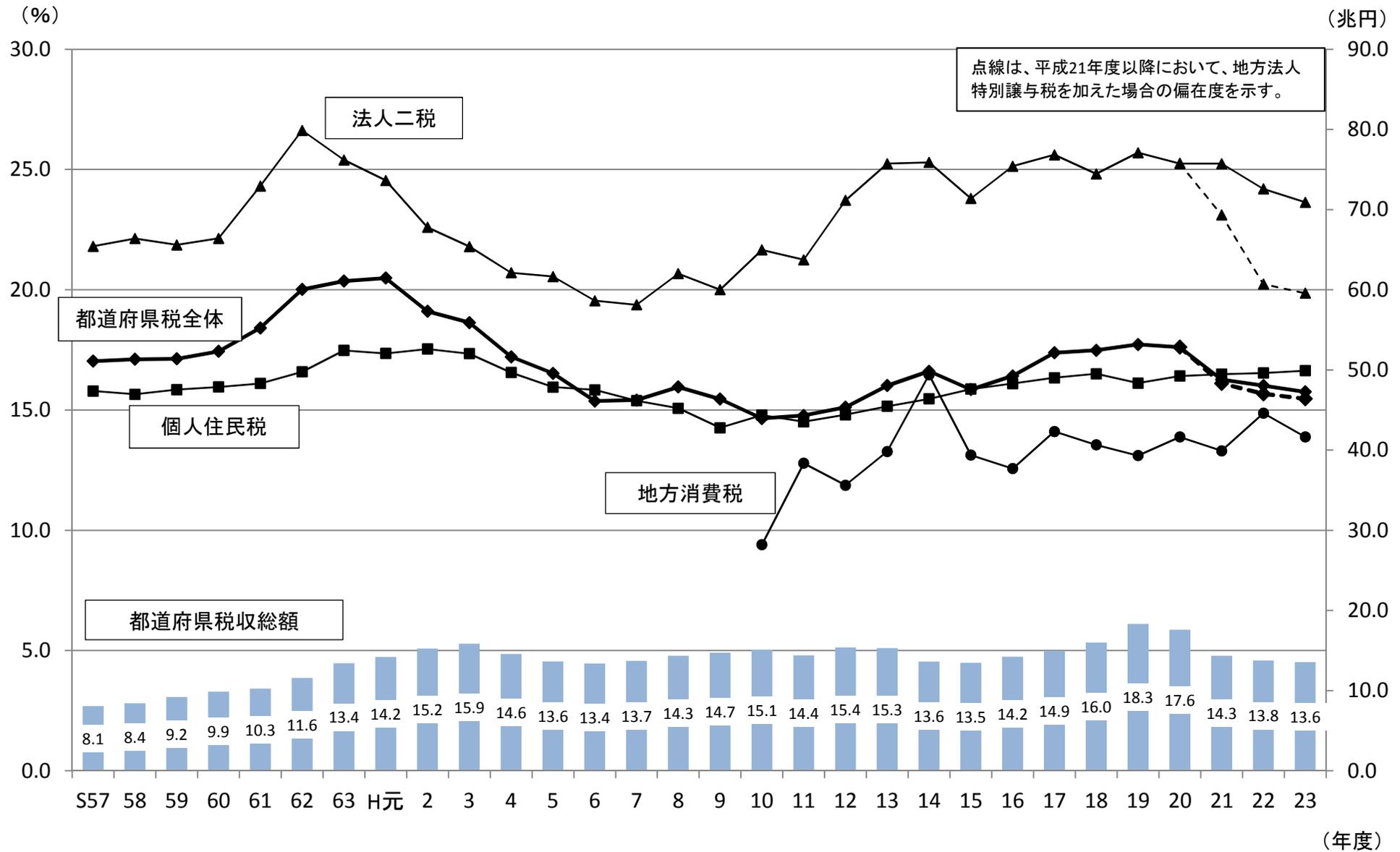


都道府県税の偏在度(東京都シェア)の推移



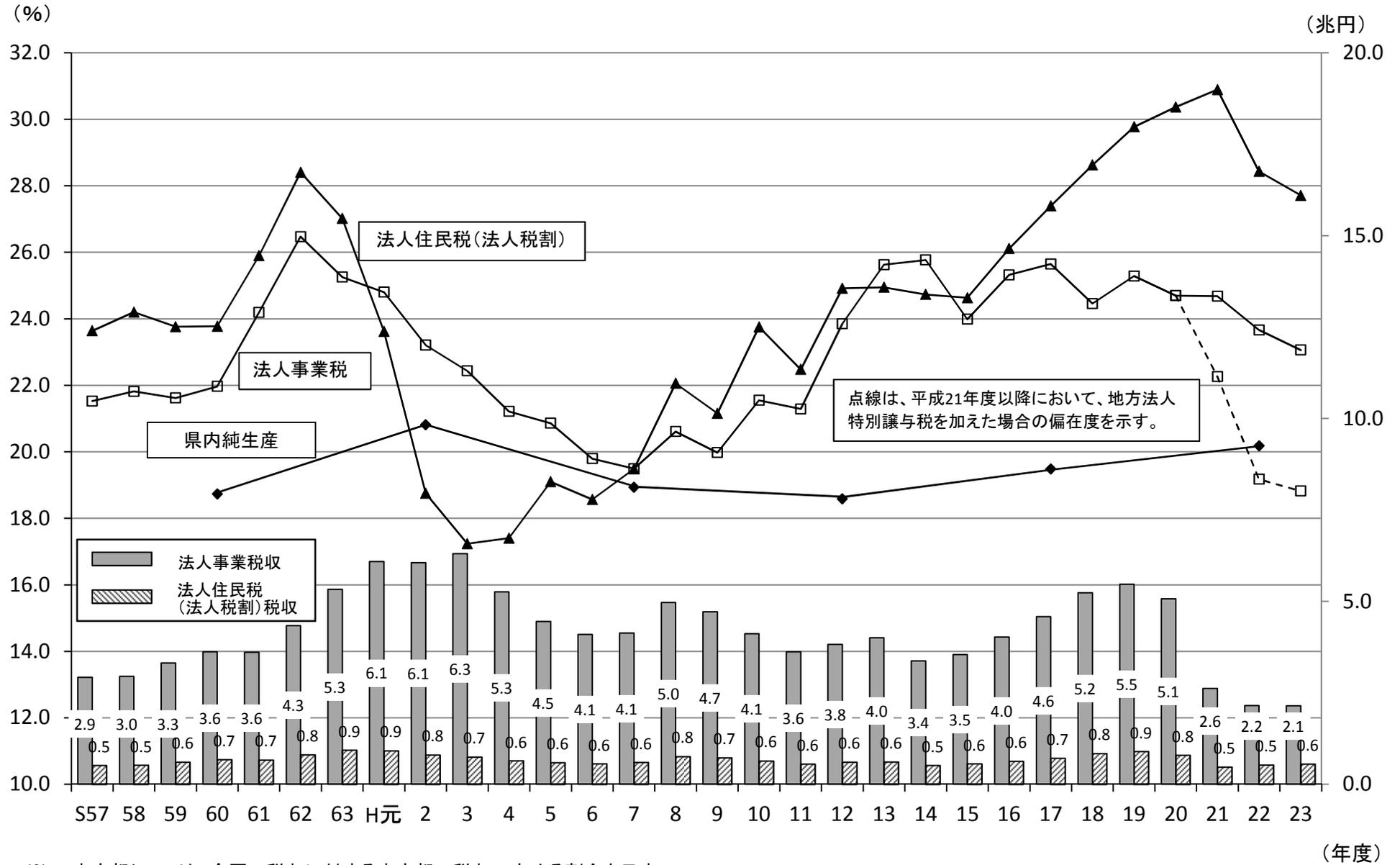
※1 東京都シェアは、全国の税収に対する東京都の税収の占める割合を示す。

※2 税収は各年度の決算値であり、法定外税、旧法による税及び超過課税分を含まない。

なお、「法人二税」及び「都道府県税全体」は、東京都が徴収する特別区分の法人住民税を含まない。

また、「地方消費税」は、平年度化した平成10年度から計上しており、税収額は清算後の額である。

法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(東京都シェア)の推移



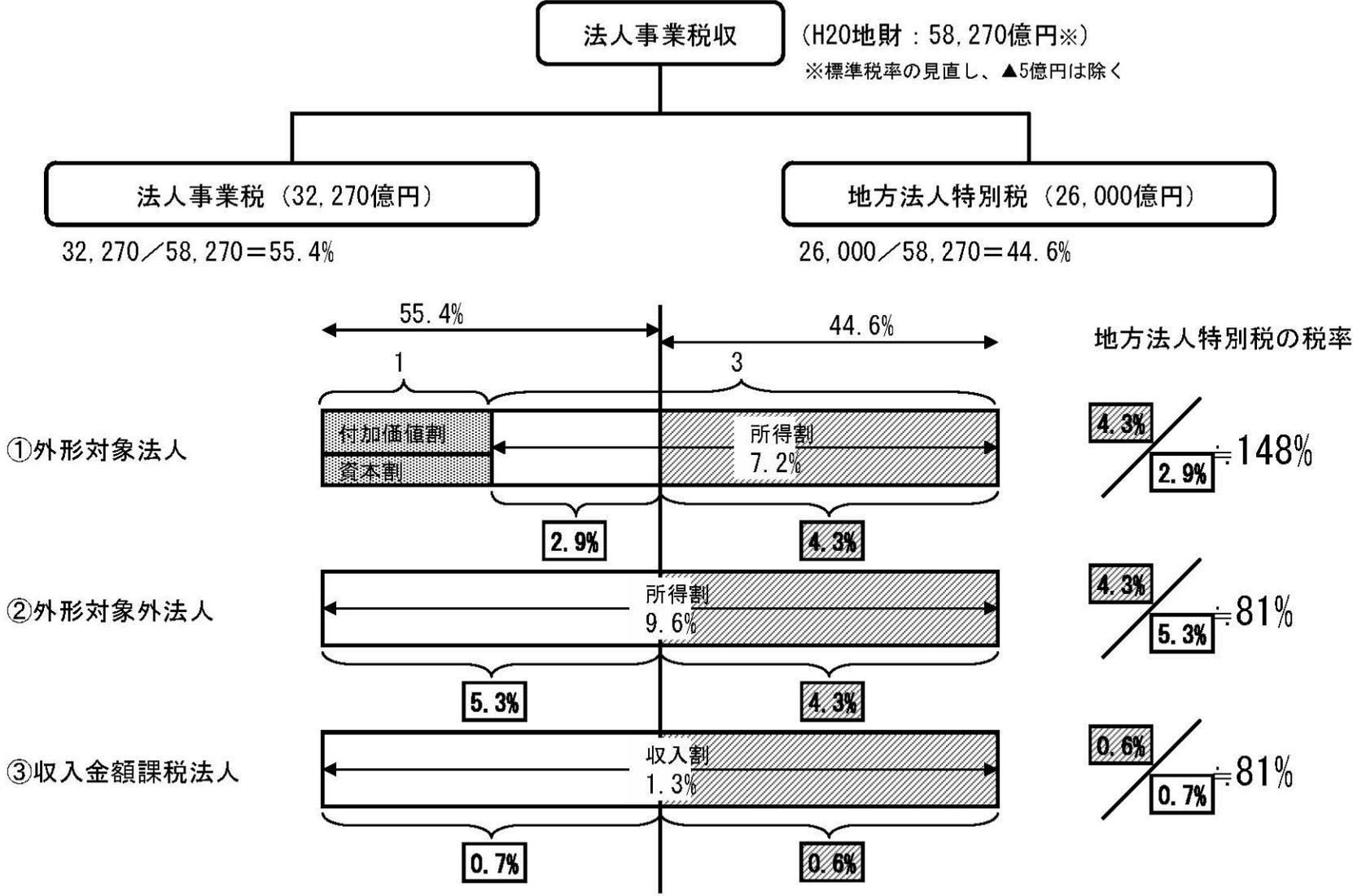
※1 東京都シェアは、全国の税収に対する東京都の税収の占める割合を示す。

※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。

※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」(「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のもの)の県内要素所得を基に算出。

図表 5

地方法人特別税の税率設定について



(注)

- ・新しい法人事業税（標準税率相当分）と地方法人特別税をあわせた税負担が現行の法人事業税（標準税率相当分）の負担を上回らないように税率を設定している。
- ・②及び③に係る地方法人特別税の税率を同一とした。
- ・端数処理の関係で計算式と税率とが一致しないところがある。

都道府県税収の偏在度の変化

図表 6

		最大/最小	東京都シェア		ジニ係数		
実績	平成17年度	3.10 倍	17.4%		0.105		
	平成19年度	3.20 倍	17.7%		0.113		
	平成23年度	税収に地方法人特別税・譲与税を含まない場合	2.46 倍	15.8%		0.082	
		税収に地方法人特別譲与税を加算した場合	2.32 倍	15.5%		0.075	
	7年平均 (平成15～21年度)	税収のみ	2.92 倍	17.0%		0.095	
税収に地方法人特別譲与税(推計)を加算した場合		2.42 倍	15.5%		0.076		
試算		7年 平均ベース	平成23年度 決算ベース	7年 平均ベース	平成23年度 決算ベース	7年 平均ベース	平成23年度 決算ベース
	地方消費税を2.2%に引き上げた場合	2.31 倍	2.23 倍	15.2%	15.2%	0.068	0.068
	さらに地方法人特別税・譲与税を廃止し、 法人事業税に復元した場合	2.71 倍	2.45 倍	16.4%	16.0%	0.083	0.079

※1:「ジニ係数」及び「最大/最小」は人口1人当たり税収額を基に算出し、また、「東京都シェア」は税収額を基に算出した。

※2:「実績」欄の数値は、各年度の決算値(法定外税、旧法による税及び超過課税分は含まない。以下同じ。)を基に算出した。

なお、7年平均(平成15～21年度)については、内閣府公表の「景気基準日付」における直近の景気循環(第14循環:平成14年1月～平成21年3月の約7年間)を基に税収が1年ずれて反映されることを考慮し、平成15年度から21年度の税収額の平均値を基に算出(一部推計)した。(推計方法は※3に掲載)

※3:「試算」欄の数値は、次の方法により試算した。

① 「平成23年度決算」欄の数値は、平成23年度の決算値を基に試算した。

② 「7年平均」欄の数値は、平成15～21年度の決算値の平均を基に試算した。その際、次のような調整を行った。

○ 外形標準課税導入前(平成15年度)及び平年度化前(平成16年度):資本金1億円超の普通法人の所得割額の1/4相当額を外形標準課税額とし、残った3/4相当額及び資本金1億円以下の普通法人等の所得割の合計額を税率比により按分して地方特別法人税額を推計。

○ 地方法人特別税・譲与税導入前(平成17年度～19年度)及び平年度化前(平成20～21年度):各年度の法人事業税収額(平成20、21年度においては地方法人特別税収額を加えたもの)を税率比により按分して地方法人特別税額を推計。

上記により算出した、各年度の地方法人特別税額の平均額から、譲与基準(平成22年国勢調査人口及び平成21年経済センサス従業者数)により各都道府県に対する地方法人特別譲与税額を推計し、試算した。

※4:人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。なお、「試算」においては、平成23年度末の住民基本台帳人口を用いた。

※ 「一般財源」、「留保財源」、「財源超過額」、「基準財政需要額」等について

